



クレーンの運転の業務に係る特別教育開催について

労働安全衛生規則第36条第15号イに定める「つり上げ荷重が5トン未満のクレーンの運転の業務に係る特別教育」(クレーン取扱い業務等特別教育規程第1条)を下記により行ないますので、ご案内いたします。

尚、学科および実技教育修了者には「クレーンの運転の業務に係る特別教育修了証」を交付いたします。

(注) ・つり上げ荷重が5トン以上のクレーンの運転は別途「技能講習」の受講が必要です。

・本特別教育は小型移動式クレーンには該当しませんのでご注意ください。

記

1. 日 時 平成30年10月24日(水) 9:15～19:45

2. 場 所 マロニエ203 (小田原市中里273-6)

3. 講習内容 1) クレーンに関する知識
2) 原動機および電気に関する知識
3) クレーンの運転に必要な力学に関する知識
4) 関係法令 (当日は学科教育のみ)

※学科教育の最後にテストを行ないますので、筆記用具を必ずご持参下さい。

※実技教育については、各事業場で実施(教育担当者は今までに修了証を取得された方)し、実技修了証明書を10月26日(月)までに提出して頂きます。(事務所に持参されるか、郵送の場合は切手を貼った返信用封筒を同封) 詳細は学科教育当日に説明いたします。

4. 受講資格 満18才以上

5. 会 費 会 員 : 8,740円 (税込、テキスト代1,740円含む) ※弁当はありません。
一般(非会員): 10,740円 (税込、テキスト代1,740円含む) ※弁当はありません。

※会員の方は、ネット申込みされますと会費が300円割引になります。

6. 定 員 30名 (定員になり次第締切ります)

7. 申込方法 小田原支部HPからのNET申込み、または、申込書に所要事項を記入のうえ
FAXにて10月15日(月)迄にお申込み下さい。

(公社)神奈川労務安全衛生協会小田原支部 事務局

FAX 0465-24-5820 (TEL 0465-24-1753)

※ 当教育及び修了者台帳に関する目的以外に個人情報を流用することはありません。

※ 申込み後の取り消しは、テキストの発注の関係で10月17日(水)までにお願いいたします。
それ以降は、準備の都合上お受けできませんのでご了承ください。

10月24日 クレーンの運転の業務に係る特別教育申込書

事業場名 _____ 会員NO. _____ 住所 〒 _____

担当者 _____ TEL _____ FAX _____

※	氏 名	生年月日	氏 名	生年月日
	フリガナ	S・H	フリガナ	S・H
	フリガナ	S・H	フリガナ	S・H

会費の支払方法 ☐ 当日持参 ☐ 領収証は事業場まとめて1枚発行
☐ 領収証は受講者ごとに個別に発行

☐ 銀行振込 月 日振込予定(恐縮ですが振込手数料は貴事業場にてご負担下さい)
☐ 横浜銀行小田原支店 普通 0056462
名義人 神奈川労務安全衛生協会小田原支部
☐ さがみ信用金庫駅前支店 普通 0166028
名義人 (社) 神奈川労務安全衛生協会小田原支部